拝原最終処分場ごみ移動に関する状況調査報告

徳島県廃棄物問題ネットワーク 代表 深田 君代

1. 廃棄物移動事業の概要

(1) 事業概要

- ・徳島県美馬市脇町字拝原の拝原最終処分場埋立物を掘り起し、有害物等を 分別・除去し残物を隣接の新処分場に移動、埋立する事業 併せて新処分場からの浸出水処理施設も整備する
- ・埋立物量 約22万㎡

(2)物質の収支

拝原旧処分場の埋め立てごみを新処分場に掘削・選別・移動した概要を下表で示す。

項目		単位	計画	実績	備考
旧処分場の掘削廃棄物量 (地山換算)		m	217,000	163,200	計画の75%
新処分場での覆土量		m	52,000	87,400	計画の168%
一次選別 除去量	巨礫•玉石	m	_	700	現地埋め戻し
	コンクリートがら	m̈	_	546	外部委託処理
	鉄くず	m̈	_	52	外部委託処理
2次選別 除去量	ボンベ等	m	_	7.5	外部委託処理
	廃タイヤ	m³	_	1470	外部委託処理
	医療系廃棄物	m	_	11.5	外部委託処理
	可燃ごみ	m³	_	2700	焼却処理
新処分場への移動ごみ量		m³	_	232,900	_
選別物総量		m³	_	5487	_
外部委託処理物量		m	_	2087	_
選別物の割合		%		3.4	
焼却した可燃ごみの割合		%		1.7	
新処分場持ち込み総量		m	_	320,300	廃棄物と覆土

注:表は美馬市公表資料や第28回廃棄物資源循環学会研究発表会(2017)講演資料集を参考に作成

旧処分場の掘削廃棄物量は計画 217,000 ㎡に対して実績は 163,200 ㎡で計画値の 75%、

新処分場での覆土量は計画 52000 m に対し 168%の 87,400 m が実績値である。

1次選別、2次選別での選別物は合わせて 5487 m で全体の 3.4% であった。

また選別された廃プラ主体の可燃物 2700 m³ (掘削廃棄物の 1.7%) が美馬環境整備組合の焼却施設で焼却処理されている。

新処分場への移動ごみ量は 232,900 ㎡であり地山掘削量 163,200 ㎡の 1.43 倍となっている。旧処分場の埋立物には廃プラが多く含まれそれが掘削によって膨らんだ結果と思われる。

(3)移動費用

平成28年2月25日の徳島新聞によれば移動費用に関して以下の記述がある。

・平成24年10月 工事請負契約締結 26億1240万円

・平成27年 工法変更、土地追加取得等 29億5599万円

・平成28年2月 土砂購入費等増額 37億8391万円

37.8 億円全てがごみ移動費用ではないとしても当初予定の 26.1 億円からは 11 億円以上が増えており最終的な移動単価は 2.3 万円/㎡と計算される。(土地取得費や遺跡調査費は別途)事業費には循環型社会形成推進交付金と合併特例債が充当されている。

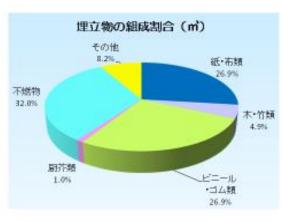
2. 埋立廃棄物移動に係る減容化

旧処分場の埋立物の写真と組成割合を以下に示す。









- ●埋立物の半分は可燃物
- ●この中から注射器などの感染性 廃棄物をどうやって選別するのか?

埋立物の主体は上図で示すように、廃プラや紙・布類などの可燃物である。

この可燃物の中から 2700 m³のみが美馬環境整備組合の焼却施設で焼却処理されたわけである。 98%は新処分場にそのまま移動し、その時嵩が増えるため多大な埋立容量となっている。やはり可燃物の減容化のためには別な手段があったのではないかと思える。

選別作業も2次選別は次ページに示すテントの中で行うことになっていたがそれだけでは処理しきれず野外でごみを広げて作業員が目視で異物を除去することが行われた。

ごみの山に登って目についたもののみを取り除く。それらの結果が選別総量 5487 m である。 私たちはその作業をみて、その選別の効果はないと感じた。 交付金交付のみを目的に費用をかけての形だけの減容化・資源化は全く意味がないと思える。

本来の計画ではこの選別テントにすべて運び込まれ選別される計画であった



3月27日 野外での選別 作業

本来はテントの 中で行われる 計画だった。



3. 新処分場の立地場所

新処分場は旧処分場から最も距離が近い水田に設定された。 その水田の下は拝原東遺跡が眠っている。

拝原東遺跡は弥生時代と鎌倉から室町時代の住居跡などの遺構が残っている。 現地は処分場建設に先駆けて平成 24 年に遺跡調査が行われた。

法律上は遺跡調査をすればその遺構の上に構造物をつくってよい、となっているのかもしれないが 納得できるものではない。

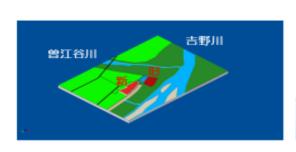
またその場所は吉野川の支流である曽江谷川が吉野川にそそぐ扇状地であり地下を伏流水が流れているためごみを埋めることはできず、山の形に積み上げるしかない。

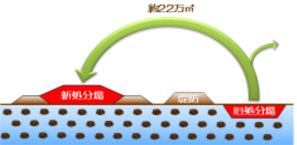
なぜこの場所が必然なのか、が理解できない。

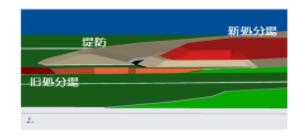
単にごみ移動コストのみの削減を目的に、であればその思想はまさに貧困でしかない。



拝原 新・旧処分場の位置関係







- ●旧処分場は吉野川の河川敷の中
- 新処分場は堤防をはさんで 拝原東遺跡の上に築造
- ●新処分場の下は地下水位が高く かつ出水時、内水が湛水する場所

拝原東遺跡発掘調査状況(H24年12月)



拝原東遺跡発掘調査風景(H24年12月)



拝原東遺跡(H24年12月)



4. 監視委員会の役割

美馬市の「広報みま 2015 (平成27年)8月号」に以下が記述されている。

監視委員会の設置と役割

既設最終処分場の埋設廃棄物を安全かつ適正に処理するために「拝原最終処分場施設建設工事監視 委員会」を平成 26 年 9 月 29 日に設置しました。 委員会は、学識経験者(環境科学・水工学・弁護士)4名、および周辺自治会の代表者3名の計7名で組織しています。

役割としては、既設最終処分場の廃棄物の選別・撤去の確認に関することや、工事中の モニタリング結果についての評価に関することを検討します。

現場では数か所のモニタリング場所で常時、鉛やヒ素が地下水の環境基準(0.01mg/l)を 超過しているデータがあったが監視委員会は指摘のみでその原因究明はなされず、対応に関する事 務局の答弁

(ヒ素の濃度が高いことに対して)「ごみの要因に伴う可能性が高いものと考えられますが 現在この原因、要因と思われる廃棄物の撤去を実施しており、一日も早く撤去を完了させることが 我々の責任・使命であると考えます。撤去完了後は継続してモニタリング調査を 行い、時間の経過とともに低減化が図れるものと考えています。仮に、廃棄物撤去後もヒ素 が基準値を超えて検出されるようであれば、県及び土地の所有者である国土交通省と協議を行い対 処して参りたいと考えています。」

を結果的に追認している。

私たちが見た限りでは、いつも監視委員会の現場調査は1時間足らずであり、また上記のように聞き置く、だけでは監視委員会の役目が果たせていないと思われる。

全てが手続きや形式を重視して本質を考えない仕組みであれば全く意味がないと思う。

廃棄物が撤去された後のモニタリングの結果など私たちはまだ知らない。 有害な廃棄物が全て除かれたかもわからない。 少々基準を超過しても吉野川の水が薄めてくれるので大丈夫と考えているのだろうか。

5. まとめ

拝原処分場埋立物移動事業の経緯と問題点を以下にまとめる。

(1) 経緯

- ① 現地を旧美馬郡の5町(脇町、美馬町、穴吹町、貞光町、半田町)が昭和49年から 平成9年までの約23年間、一般廃棄物最終処分場として供用
- ② 平成10年の厚生省調査で538不適正処分場の一つとして指摘される
- ③ 平成 18 年拝原最終処分場適正処理検討委員会(委員長 嘉門雅史京都大学大学院 地球環境学堂長他委員 9 名)で埋立廃棄物の取り扱い検討開始 結論として「埋設廃棄物を全量撤去し、隣接地に管理型の新設処分場を建設して処理する」としたが埋立物量等調査不足として実施に至らず
- ④ 平成 22 年より第 2 回目の拝原最終処分場検討委員会で検討 委員長 嘉門雅史京都大学名誉教授他 13 名で構成 委員会は平成 22 年 7 月から平成 23 年 7 月までの 1 年間に 9 回開催され、その最終 委員会(第 9 回)での事務局作成「拝原最終処分場検討委員会 報告書(案)」は その内容において委員会了承が得られず委員会会議資料の位置づけとなった

検討委員会は正式な報告書を上げることができないまま終了

- ⑤ 平成 23 年 10 月より美馬環境整備組合(美馬市とつるぎ町の一部事務組合)は 拝原東遺跡の埋蔵文化財発掘調査を実施
- ⑥ 平成24年10月、美馬環境整備組合は新処分場建設、旧処分場埋立廃棄物の移動を 鹿島建設に発注
- ⑦ 平成28年10月、旧処分場の埋立廃棄物の移動作業終了

(2) 手続き上の問題点・疑問

① 行政上の瑕疵

吉野川河川敷内でごみを処分した直接の責任は旧美馬郡の5町にあるがその届け出を受理した当時の徳島県、厚生省、そして河川管理責任のある建設省には行政上の 瑕疵は何もないのであろうか。

② 交付金

旧処分場の埋立廃棄物をほぼそのまま新処分場に移動する事業に環境省の循環型 社会形成推進交付金が交付されている。

最終処分場に関する循環型社会形成推進交付金の交付要領は最終処分場の新設・

増設と、既設処分場の埋立物を別途処理し埋立容量を増やす最終処分場再生事業である。拝原のごみ移動事業は移動終了後新たな廃棄物は受け入れないためこの事業にどのような位置づけで交付されたのであろうか。

③ 検討委員会、監視委員会の役割

この種の事業実施にはいろんな側面からの有識者を交えた委員会での検討が必要とされている。しかし「結論ありき」の委員会では「諸側面からの検討」は意味をなさない。特に第2回目の拝原最終処分場検討委員会では新処分場の安全性が担保されないとして検討委員会としての最終報告書が出ないままで終わっている。

しかし事業はそのまま実施される。

「検討委員会を9回も実施した」の文言だけでよいのであろうか。 監視委員会もしかりである。

(3) ごみ移動における問題点・疑問

① 新処分場の場所

新処分場の位置は

- ・旧処分場に最も近く
- ・曽江谷川の扇状地で地下は伏流水が流れ、内水湛水の恐れのある
- ・拝原東遺跡の上であり
- ・住民住宅の目の前

である。

移動コストのみを重視しその他の条件は全て無視である。

② 減容化

撤去計画に減容化がうたわれている。

埋立廃棄物はその半分が可燃物である。

分別して処理すると埋立物の大半を新処分場にもっていかなくてよい。 自助努力として全体の 1.7% (2700 m³) を美馬環境整備組合の焼却施設で 焼却処理したがほとんど意味がない。

選別の作業からはコンクリートがら、廃タイヤ、医療系廃棄物などの分別も 意味があるとは到底思えない。

やはり形だけ、が重要であるのであろうか。

6. これから

春日神社の真横に地表から15mに及ぶ堤防より高いごみの山ができた。 拝東遺跡の上にごみの山をつくらないでほしいと願った住民の目の前に、である。 朝窓を開けると今まで拝むことのできた種穂山、高越山の代わりにごみの山が視界を 遮りでんと座っている。

新たにごみを処分するわけでもない処分場に毎年 6000 万円程度の費用をかけ、 大雨が降れば崩れるのではないかと心配しながら未来永劫付き合わねばならない。 美馬の脇町は「うだつの上がる」町で有名である。

自嘲的に言えば今度は「ごみを上げた」町、で有名になるかもしれない。

古来からのごみ処理の基本は埋めるか流すかで見えなくする、であったと思う。 私には今回のごみ移動事業は「ごみを見えるようにする」ことであり、積み上げた ごみの山は、永久に存在するこのごみの山を診つづけて、ごみ処理のあり方を 考え続けなさい、という一つのモニュメント、新たな遺跡に思える。 以下は拝原旧処分場、新処分場周辺の状況を表したものです。

美馬市脇町拝原の旧と新の処分場



拝原新処分場



新処分場と近隣住宅



春日神社の秋祭り



新処分場と春日神社の秋祭り

